

避難行動要支援者の個別避難計画の作成について

近年では全国各地で自然災害が起こり、大規模な災害では自力での避難が難しい高齢の方や障がいのある方などが、命の危険や避難が困難となるケースがみられます。

また、そのような際には、近隣住民同士による助け合いがとても重要とも言われております。

災害で身を守るために、正しい情報により早めの避難行動が重要とされ、平成 25 年には災害対策基本法が改正され、全国の市町村に、自主避難が困難になり得る方を対象とする「**避難行動要支援者名簿**」の作成が義務付けられました。

中野市では条例を定め、対象基準に該当する方を名簿に記載し、支援関係者（区、民生児童委員、消防署、警察署、社会福祉協議会等）と平常時から情報を共有することが可能となっております。また、対象者本人から、平常時における情報共有を希望しない（支援関係者への情報提供に同意しない）場合はその旨を届け出ることができます。

なお、災害が発生した時、または、災害のおそれが生じた場合は、災害対策基本法の規定により情報提供の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援関係者に提供することとしております。

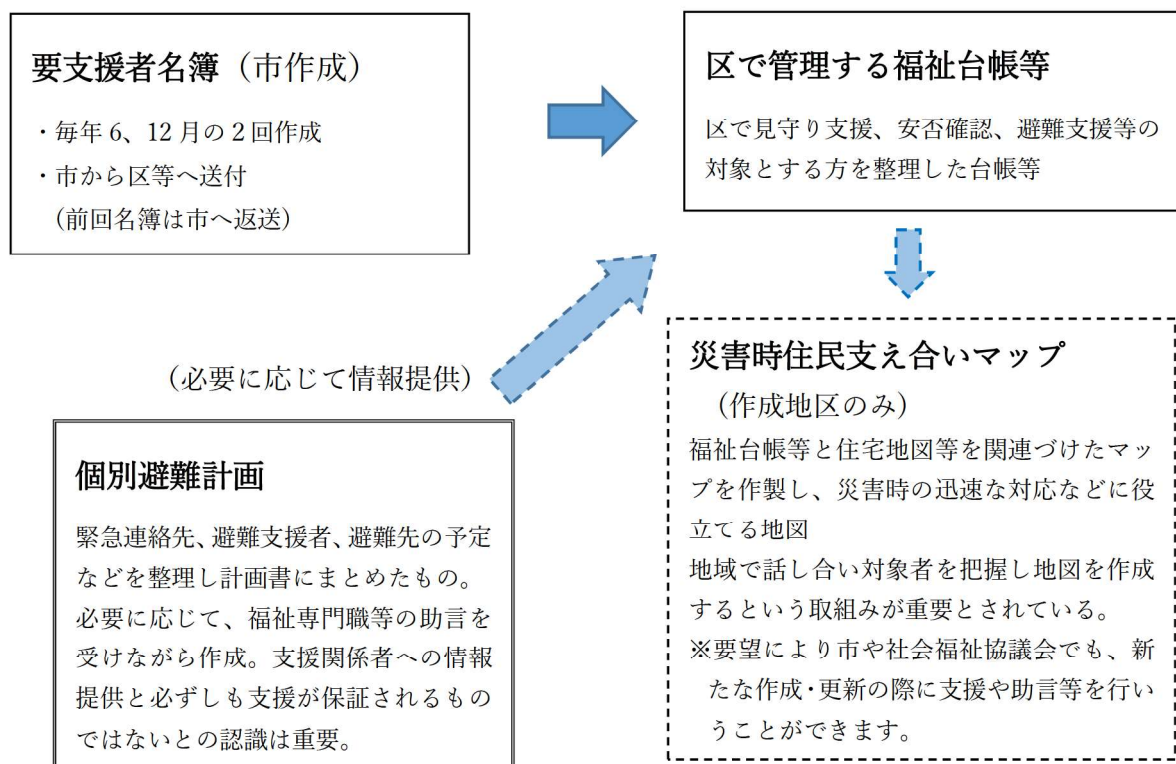
（令和元年 10 月の台風第 19 号の際には、安否確認など名簿を活用しました）



近年、避難行動要支援者の方には、**個別に避難計画を作成し早期の自主避難を促す取組み**が進められております。中野市においても、災害時における円滑な避難支援ができるよう中野市個別避難計画作成指針を令和 5 年 3 月に作成し、ハザードマップなどから優先度が高いと判断される方について、地域の実情を踏まえながら、令和 7 年度までを目標に作成を進めていきます。

今年度から水害リスクの高い地域から取組みを進めていくこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

（以下は個別避難計画と要支援者名簿等との運用イメージです）



避難行動要支援者名簿について(対象者の考え方)

中野市内の避難行動要支援者（災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項）

（中野市避難行動要支援者名簿に関する条例）

概ね 3,900 名以上（令和 6 年 6 月 1 日現在）

- (1) 介護保険法に規定する要介護 3 以上の者
- (2) 身体障がい者手帳 1 級及び 2 級のうち、視覚、聴覚、下肢・体幹機能障がいの方
- (3) 療養手帳 A 所持者
- (4) 精神障がい者健康福祉手帳 1 級所持者
- (5) 支援を必要とする難病患者、小児慢性特定疾病患者
- (6) 75 歳以上の者のみの世帯の方
- (7) その他支援を要する者として申し出のあった者で市長が認めた者

○定義「避難支援等関係者」（条例第 2 条第 4 号）

区長、民生委員・児童委員、自主防災組織（法第 2 条の 2 第 2 号）、社会福祉協議会、消防機関、中野警察署等

○名簿情報の提供（条例第 5 条関係）

避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し名簿情報を提供するものとする。

○利用及び提供の制限（条例第 8 条関係）

名簿情報被提供者は、平常時の見守り支援及び災害時の避難支援等の用に供する目的以外に、名簿情報を自ら利用し、又は他のものに提供してはならない。

個別避難計画とマイタイムラインとの関係について

○マイタイムライン(くらしと防災ガイドブック 103 ページにも記入例あり)

状況	気象・避難情報	我が家の行動計画
今後気象状況悪化のおそれ	警戒レベル 1 早期注意情報	○ 情報収集 ○ 家族の今後の予定や居場所を確認 ○ 自宅周辺の確認（風で飛ばされそうなものはないかなど）、土のう準備 ○ 非常用持ち出し（携帯電話、持病薬、雨具、懐中電灯など）を確認
気象状況悪化	警戒レベル 2 大雨・洪水注意情報	○ 防災・避難情報等の収集先を改めて確認 ○ 避難場所を再確認 ○ 土のうを計量、大切なものを 2 階に上げる
災害のおそれあり	警戒レベル 3 高齢者等避難	○ 防災行政無線等で避難情報、避難場所を確認 ○ 離れている家族や知人に避難すること、避難先を連絡 ○ 避難開始
災害のおそれ高い	警戒レベル 4 避難指示	○ 避難完了
災害発生又は伝達	警戒レベル 5 緊急安全確保	必要に応じ、避難所まで避難しましょう。 また、ご近所の方と見比べてみましょう。

★ 家族や親戚の情報				
名前	電話番号	必需品	居る居場所	備考
中野 太郎	090-****-****	血圧を下げる薬、杖	子作ビル 1 階 (TEL: 0269-23-****)	
中野 一郎	090-****-****	メガネ	会社 1 階 (TEL: 0269-22-****)	通勤時間 30 分
中野 花子	090-****-****		自宅	
中野 大輔	090-****-****	聴覚の薬	□□中学校	
長野 友子	026-2****			

風水害に備え、とるべき防災行動を予め整理して、時系列にまとめておくもの。比較的自主避難がしやすい一般の方が作る避難計画として利用されている。

（確認・作成のポイント）

- ・居住地の災害リスク(浸水深)の確認
- ・避難場所（最寄りの指定避難所等）
- ・避難情報の入手先（複数あるとよい）
- ・警戒レベルに応じた準備、避難行動想定
- ・家族や親戚などの連絡先

○個別避難計画 ※マイタイムラインと共通する事項が多く、これに置き換えていくことは可能

避難行動要支援者の円滑で迅速な避難を図る観点から、次のことを考慮し作成するもの。

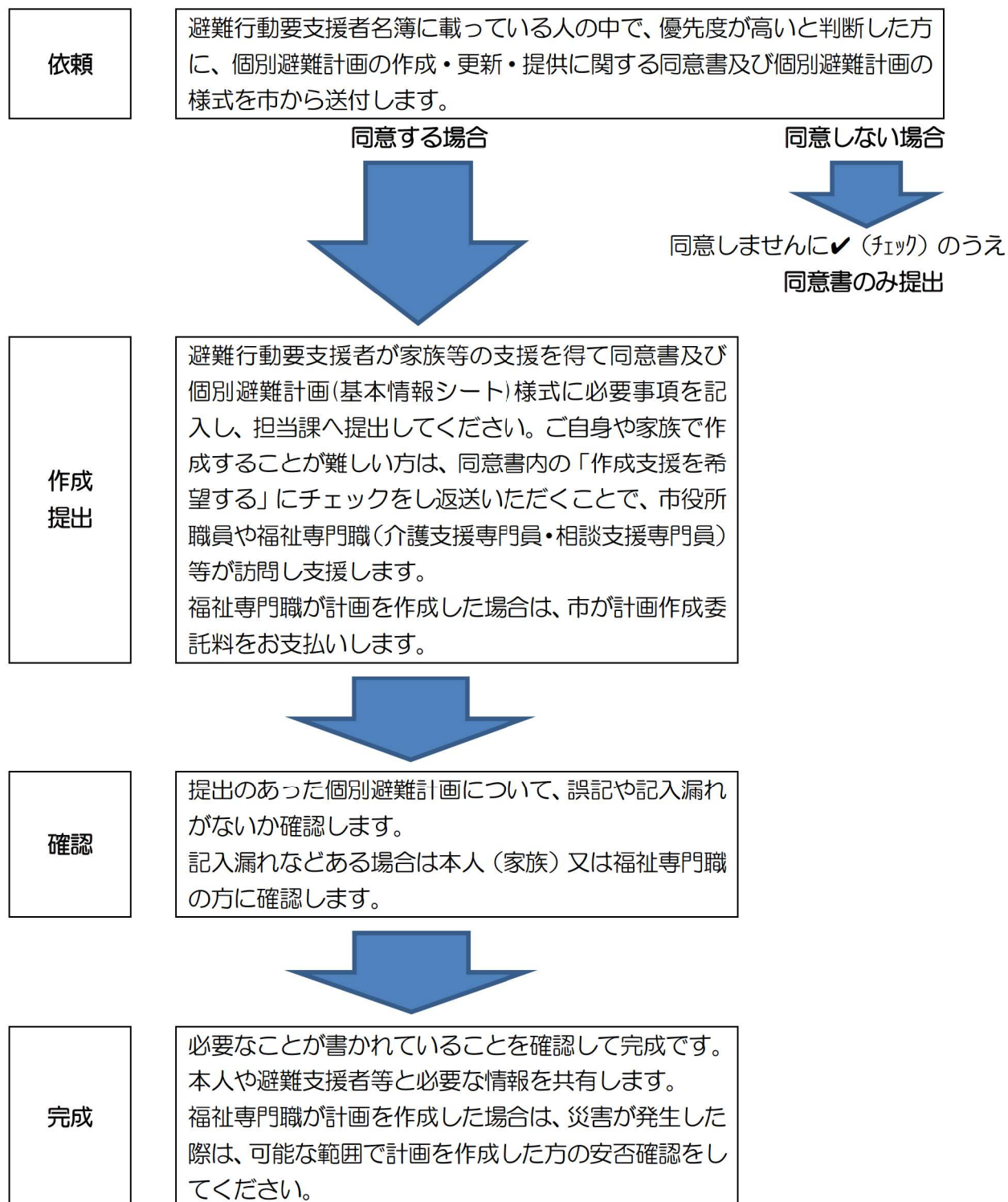
- ・地域におけるハザードの状況（浸水想定区域、土砂災害計画区域等）
- ・当事者本人の心身の状況、情報取得や判断の程度
- ・独居等や居住実態

記載事項等

- ・避難行動要支援者名簿に記載の情報に加えて、支援の必要性、避難予定先、緊急連絡先、避難支援者情報などを記録（本人・家族で記入困難な場合は、ケアマネ等福祉専門職による作成支援を想定）
- ・平常時から避難支援等関係者と情報が共有できるよう、情報提供の同意をとることが重要

※情報提供の同意があった計画について、計画の写しを区、消防機関等の支援関係者に提供を検討

2. 計画作成の流れ



個別避難計画は、災害時の避難行動の支援が必ずされることを保証するものではありません。
個別避難計画の作成後は、計画の実効性を検証するため、可能な範囲で計画内容に沿った避難訓練を実施することを検討してください。

個別避難計画の作成・更新・提供に関する同意書

個別避難計画は、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が掲載される避難行動要支援者名簿の一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。計画を作成するにあたり、居宅介護支援事業所又は相談支援事業所などの関係者と必要な範囲で、あなたの個人情報を共有します。

個別避難計画の作成後は、一つ目として、平常時は避難支援等関係者※に情報を提供し、二つ目として、災害が発生又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に可能な範囲で役立てる予定です。

以上のことを了承し、個別避難計画の作成に同意することで、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、避難支援者から避難行動の際には支援を受ける可能性が高まります。ただし、避難支援にあたる者の安全が前提となるため、災害時の避難行動の支援が保証されるものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援を受けるために、

個別避難計画を作成・更新することに、(※いずれかに✓をお願いします)

☒ 同意します

(作成方法) ☐ 自分または家族で作成する(裏面を記入し、返信用封筒で返送)
☐ 作成支援を希望する(裏面の記入が難しい場合は、未記入のまま返送でもかまいません)

☐ 趣旨を十分理解した上で、同意しません

(理由) ☐ 自力で避難できる
☐ 家族等と同居のため必要ない
☐ 施設入所及び長期入院のため必要ない
☐ その他()

個別避難計画を避難支援等関係者に提供することに、(※いずれかに✓をお願いします)

☒ 同意します

☐ 趣旨を十分理解した上で、同意しません

中野市長 あて (※必ず記入をお願いします)

令和〇年〇月〇日			
署名 (申請者本人名)	中野 春子	生年月日	SO. 8. 3
住所	中野市 三好町一丁目3番19号	連絡先	0269-xx-xxxx

以下は代理署名の場合記入

代理署名者	中野 太郎	本人との関係	長男
代理署名者の住所	長野市〇〇〇〇123番地	代理署名者連絡先	090-xxxx-xxxx

※代理署名は、介護支援専門員(ケアマネジャー)もしくは相談支援専門員も可

*避難支援等関係者(情報提供先)

区長、民生委員・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、消防機関、警察機関、
その他避難支援等の実施に携わる関係者

令和 7 年執行予定の選挙事務について

令和 7 年 2 月 13 日現在

1 選挙の予定

参議院議員通常選挙（令和 7 年 7 月 28 日任期満了）

投票日：未定

※任期満了日前 30 日以内に執行。ただし、左記の期間が国会開会中等の場合は
国会閉会日から 24 日以後 30 日以内に執行。

（想定される投票日：7 月 6 日、13 日、20 日）

2 区長への依頼事項

(1) 投票所の投票管理者及び投票立会人の内申

- ・投票管理者、投票管理者職務代理者兼投票立会人、投票立会人 各 1 人。
- ・全区長へ依頼し、複数の区による投票所は関係区で調整。
- ・半日交代による従事も可。

(2) 投票所として地区公会堂等の借用

- ・令和 6 年執行選挙と同じ公会堂等を投票所に借用依頼（該当する区長）

(3) 選挙ポスター掲示場の選定及び承諾書等の取りまとめ

- ・令和 6 年執行選挙と同じ場所に掲示予定（該当する区長）

(4) 投票事務打合せ会議

- ・投票管理者の出席依頼（市職員の投票事務主任者が同席）
- ・日時等は未定

※依頼発送：4 月 14 日（月）予定 提出期限：5 月 16 日（金）予定

3 その他

- ・期日前投票所の出役依頼なし
- ・選挙公報はポスティングによる全戸配布

市選挙管理委員会事務局 （書記長）高木 （担 当）土屋 電 話 22-2111 内線 324
